

委 託 仕 様 書

1. 本委託における委託標準仕様については、次によるものとする。

1) 東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」「測量委託標準仕様書」による。

2) 仕様書の取扱い、又は、それぞれの仕様書の内容について疑義が生じた場合は委託者による。

2. 読みかえ

同仕様中「都」「局」とあるは「日野市役所」と読みかえる。

3. 特記事項

別紙

委託件名	日野第四小学校校庭整備工事設計業務委託
------	---------------------

特記仕様書

「業務目的」

本委託は、校庭整備工事を予定している箇所において、工事発注に向けた設計を行うための基礎資料を作成することを目的とする。

「業務概要」

- 1) 委託場所：日野市石田430番地
- 2) 委託期間：契約締結日の翌日から令和9年3月5日まで
- 3) 委託概要：

第四幼稚園解体後の敷地を日野第四小学校校庭として整備する整備工事の実施に向けた実施設計業務一式

- (1)校庭グラウンドの整備工事、
- (2)遊具・屋外ファニチャーの設置
- (3)敷地境界における高尺・低尺フェンスや校門・通用口などの囲障の設置・植栽工事
- (4)雨水排水設備
- (5)昇降口前の雨水排水不良部分の改修（範囲別紙）

<敷地概要>

1. 敷地面積：約 2200 m²（日野第四幼稚園跡地の面積）
約 700 m²（排水不良部面積）

- ※ 遊具・屋外ファニチャーについては、建築確認申請は伴わないものとする
- ※ 本業務は既存第四小学校校庭のグラウンドの全面的な改修は想定していないが、遊具・屋外ファニチャーの設置の位置については既存第四小学校校庭全体で検討を行うものとする。
- ※ 日野第四小学校の既存校庭の一部について、雨水排水不良が生じている部分の改修設計を本工事に含むものとする。

「支払い方法」

委託料は、委託完了後に行われる日野市の検査に合格した後、請求に基づき支払うこととする。（前払金30%以内、残金完了後一括払い）

「情報セキュリティポリシーの遵守」

- 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手

できる。

- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
- 4) 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

「環境負荷低減の取組について」

- 1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施にあたっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務」

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

「内部通報制度」

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。
本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

「環境により負荷の小さい自動車利用」

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

「再委託」

- 1) 受託者は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- 3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、日野市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

「日野市契約における暴力団等排除措置要綱」

受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、調査職員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

「資料の貸与」

本業務の履行にあたっては、下記の施設の建設時の設計図等の資料を貸与する。

- ① 日野第四幼稚園
- ② 日野第四小学校

「管理技術者及び照査技術者の配置と照査の実施」

- 1) 本委託業務の履行に当たっては、設計委託標準仕様書記載の「照査技術者及び照査の実施」に基づき、技術者の配置、照査の実施等の適正化を図ること。
- 2) 下記に示すいずれかの条件に該当する管理技術者及び照査技術者を配置するものとする。また、証明書類として経歴書、健康保険証（雇用関係の証明）の写し等を提出すること。管理技術者及び照査技術者は、下記、いずれかの実務経験を有するものとする。
 - ① 学校教育法による大学卒業者にあたっては、建設コンサルタント業務について10年以上の実務経験を有するもの。
 - ② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあたっては、建設コンサルタント業務について12年以上の実務経験を有するもの。

- ③ 学校教育法による高等学校卒業生にあたっては、建設コンサルタント業務について14年以上の実務経験を有するもの。
- ④ 学校教育法による中学校卒業生にあたっては、建設コンサルタント業務について17年以上の実務経験を有するもの。」

「地元協議等」

本業務においては、標準仕様書第1章第1節1.1.15「地元協議等」に規定する協議を行う予定は無い。

「提出書類」

受託者は、受注者提出書類処理基準により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。

【委託事項】

1. 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認するとともに、業務計画書を作成する。

2. 現地調査

調査職員と設計範囲を確認するとともに現地調査報告書を作成し、委託者の了解を得てから次の作業に進むこと。

なお、現地調査報告書には設計範囲を確認できる写真報告も行うこと。

3. 平面図作成

平面図を参考とし、現場計測を行い、設計平面図を作成すること。委託者の了解を得てから次の作業に進むこと。

【計測の対象】

- ①敷地周長
- ②敷地高低差
- ③敷地面積

※排水不良部については現場計測の対象外とし、設計するうえで現況レベル調査などが必要となった場合は監督員と協議するものとする。

4. 設計図

工事を発注するにあたり必要な設計図を作成する。また、図面作製において必要になる簡易測量を行うこと。なお、設計図報告書を作成し、委託者の了解を得てから次の作業に進むこと。

- ①表紙、目次
- ②案内図、敷地求積図
- ③配置図、平面図

- ④詳細図（平面・断面・部分）
- ⑤付帯設備詳細図
- ⑥仮設計画図
- ⑦その他、工事発注に必要な図面

5. 数量計算

上記で作成した設計図をもとに数量計算書（補助対象内外を区分すること。対象内外については監督員より指示を行う）を作成すること。

また、工期算定をする際の日当たり施工量について、出典元を明らかにし、算出根拠を明確にすること。

なお、数量計算書は委託者が用意した様式を使用すること。なお、数量計算書報告書を作成し、委託者の了解を得てから次の作業に進むこと。

6. 照査

設計図報告書及び数量計算書報告書の内容が一致していることを確認する。設計図と数量計算書の数値が一致している場合は設計図と数量計算書の該当箇所に赤色鉛筆でレ点を付し照査報告書を作成し、委託者の了解を得てから次の作業に進むこと。

7. 工事費算出

当該設計成果に基づき、工事費の算出を行うこと。なお、工事費の算出に伴い、東京都積算基準を確認し、工事費作成根拠（使用する施工単価コード及び入力条件）を添付し工事費算出報告書を提出すること。

8. 打合せ

本業務の打合せは、初回、中間時1回、納品時の3回を標準とする。ただし、委託者と受託者が別途必要と認めた際には委託者の指示に従うものとする。

9. 成果品（2部）

- ①現地調査報告書
- ②設計図
- ③数量計算報告書
- ④照査報告書
- ⑤工事費算出報告書（見積比較表、見積書、単価適用根拠を含む）
- ⑥上記、電子データ（エクセル、ワード、AUTO CAD、PDF）

10. 準用する法令等

- ・東京都設計委託標準仕様書(最新版)
- ・道路工事設計基準（東京都建設局）
- ・積算基準（東京都建設局）

- ・建設局標準構造図集（東京都建設局）
- ・日野市諸規則及び基準、規程
- ・その他関係法令、規程